

## 介護予防支援の指定対象の拡大に伴うQ & A（令和6年7月版）

以下のQ&Aを示すにあたり、次の名称を略して記載します。

「杉並区地域包括支援センター」は、「ケア24」と記載します。

「介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所」は、「指定介護予防支援事業所」と記載します。

No	項目	内容	回答
1	改正内容	どのような改正が行われたのですか。	介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所も区から介護予防支援事業者の指定を受ければ介護予防支援事業を実施することができるようになりました。この結果、これまではケア24からの委託により介護予防支援事業を実施していた居宅介護支援事業所が、委託によらず利用者との直接契約により給付管理まで実施できるようになります。
2	改正内容	指定を受けなければ介護予防支援事業は実施できないのですか。	指定を受けない場合でも、これまでどおりケア24からの委託を受けて介護予防支援事業を実施することができます。
3	改正内容	指定を受けた場合、これまでの委託による介護予防支援事業は実施できないのですか。	指定を受けた場合でも、これまでどおりケア24からの委託を受けて介護予防支援事業を実施することができます。この場合、事業所によっては、委託契約によるものと直接契約によるものが混在する可能性があり、給付管理も2通りとなります。
4	改正内容	指定介護予防支援事業者ができる要支援者のケアプラン作成はどこまでですか。	要支援者のケアプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、介護予防・日常生活支援総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定介護予防支援事業者が実施できるのは、「介護予防支援」のみで、「介護予防ケアマネジメント」は実施できません。（介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業を組み合わせたケアプランとする場合は、実施可。）
5	改正内容	利用者にとって何が変わりますか。	これまでは、利用者は、ケア24とのみ契約することが可能でしたが、この改正により、指定介護予防支援事業者と直接契約を締結することが可能になりました。
6	指定手続き	指定を受けるためにはどのような手続きが必要ですか。	指定を受けるための手続きや条件としては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の申請様式を期日（概ね4月末日、8月末日、11月末日、1月末日）までにご提出いただくこと</li> <li>・原則として、委託による介護予防支援事業の実績があること</li> <li>・法人の登記事項証明書における目的欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業所」などの記載があること</li> <li>・管理者が主任介護支援専門員であること</li> </ul> などがあります。詳細は、介護保険課事業者係へお問い合わせください。

7	実施方法	介護予防支援事業者の指定を受けることで、ケアプランの作成業務以外で事業所の業務が増えますか。	これまでケア24が行っていた給付管理についても、指定介護予防支援事業者が行うこととなります。このため、介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書を、ケア24または介護保険課給付係にご提出ください。
8	実施方法	指定を受けた場合、これまで委託により受けていた利用者を事業所として引き受けるにはどうしたらよいですか。	利用者の希望や利用されるサービスなどを元に検討し、担当するケア24と相談の上、利用者と契約(3者または2者)を締結してください。
9	実施方法	指定介護予防支援事業者が実施できる範囲はどこまでですか。また、指定を受けて新規の利用者と契約した場合、注意することはありますか。	要支援者のケアプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、介護予防・日常生活支援総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回、新たに指定介護予防支援事業所として実施することができるのは、「介護予防支援」のみで、「介護予防ケアマネジメント」は実施できません。(介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業を組み合わせたケアプランとする場合は、実施可。)そのため、指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアプラン作成を担当していても、介護予防サービスの予定がない月が生じた場合は、当該月はケア24が担当となるため、ケア24から介護保険課給付係へ介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を提出してもらい、給付管理はケア24が行うこととなります。また、利用者には、契約時に住所を管轄するケア24と情報を共有することを説明していただき了解を得てください。その上で、介護予防プランの写しを住所を管轄するケア24へご提出いただき、必要に応じて、ケア24へご相談ください。
10	契約方法	利用するサービスが月によって「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」や「介護予防マネジメントのみ」など、変わる場合の契約はどのようしたらよいですか。	利用者の状況により利用するサービスが月によって異なることで、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替えが発生する可能性があります。そのため、あらかじめ利用者、ケア24、指定介護予防支援事業者の3者による契約を締結することで、契約を結び直す負担を軽減することが可能となります。3者契約をする場合の契約書参考様式を区ホームページに掲載していますので、各事業所の判断にて適宜修正の上、ご活用ください。なお、利用者と指定介護予防支援事業者との2者で契約することも可能ですが、「介護予防マネジメント」に切り替える場合には、新たに利用者とケア24とで契約を締結する必要があります。
11	その他	ケア24との関係性はどのようになりますか。	指定介護予防支援事業所とケア24の関係性に大きな変更はありません。指定介護予防支援事業所が直接契約している利用者に関して、必要なときには従来どおり利用者の住所を管轄するケア24へご相談ください。

12	その他	居宅介護支援事業所が居宅介護支援を実施していた利用者が要支援認定となり、引き続き、同じ居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として介護予防支援を行う場合、初回加算を算定できますか。	算定できます。初回加算は、指定介護予防支援事業者として、新規で介護予防サービス計画を作成する手間を強化するもののため、お尋ねの事例については、原則としてあらためてアセスメント等を行った上で介護予防サービスの計画を作成する必要があります。 【参考】厚生労働省「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3) (令和6年3月29日)」の問7
13	その他	居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合、委託連携加算を算定できますか。	委託連携加算は、ケア24が介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際の情報連携等を評価するもののため、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援事業を直接実施する場合には、算定できません。
14	その他	利用者が杉並区外の事業者を利用する場合の手続きはありますか。	利用者が杉並区外の事業者を利用する場合には、事前に「区域外杉並区介護予防・日常生活支援総合事業利用開始連絡票」をご提出いただく必要があります。また、現在、杉並区の指定を受けていない事業者である場合には、杉並区の指定手続き終了後から利用することができます。詳細はお問い合わせください。